

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

我孫子市

2 構造改革特別区域の名称

我孫子市認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

3 構造改革特別区域の範囲

我孫子市の全域

4 構造改革特別区域の特性

我孫子市は、海拔約20m、面積は43.19km²で東西に約14km、南北に約4kmから6kmあり、南の手賀沼と北の利根川に挟まれた細長い馬の背状の地形です。

また、都心から約40km以内の近距離にあり、JR常磐線で35分という地理的な条件から首都圏の住宅都市として発展してきました。

本市では平成15年3月に「第2期介護保険事業計画」を策定し、「住みなれた地域で安心してくらす」をテーマに介護保険行政を進めています。

平成17年4月1日現在、市の人口は131,592人であり、そのうち65歳以上の人口は22,766人、高齢化率は17.3%となっています。この内、65歳から74歳までの前期高齢化率は10.9%、75歳以上の後期高齢化率は6.4%であり、「第2期介護保険事業計画」における高齢者人口の推移見込みのとおり推移している状況です。

「第2期介護保険事業計画」では、平成19年度の高齢化率は19.9%、前期高齢化率は12.5%、後期高齢化率は7.4%になると予測しています。

また、10年後の平成27年度の高齢化率は24.6%、前期高齢化率は14.8%、後期高齢化率は9.9%に達する見込みです。

一方、同計画における要介護高齢者の推移では、平成15年度は2,648人、平成16年度は2,825人であり、その後65歳以上の高齢者数の増加に伴い、平成19年度には、3,353人と予測しています。

しかしながら、実際の要介護高齢者は、平成15年度は2,849人、平成16年度は3,139人、平成17年4月には3,213人となっており、今後も年間300人程度増加していくことが予測されます。

このような状況から平成19年度の要介護高齢者数は4,200人程度になると予測され、計画数値をかなり上回る状況です。

それに伴って、要介護認定で軽度の認定（要支援、要介護1）を受けた者のうち何らかの軽度な認知症の症状を有する者の割合も確実に増加することが見込まれます。

特に、要支援及び要介護1の認定者の増加が著しく、これら軽度の認知症高齢者は、環境を整えば在宅生活を継続していける状況にあると考えられるが、我孫子市では施設入所につながっているケースも見受けられます。平成17年3月に実施した在宅サービス利用者調査では、要介護認定者の60%が介護保険のサービスを利用しながら自宅で介護を受けたいとの結果が出ており、高齢者はできる限り在宅において「住みなれた地域で安心してくらす」ことを望んでいます。この状況を改善するためには「住みなれた地域で安心してくらす」ための環境整備、サービス基盤の整備が必要です。

具体的には、従前のような市全域を単位とした施設個々を整備する「点的な整備」ではなく、身近な日常生活圏域に必要なサービス拠点を整備し、それらが連携しながらサービス提供ができるよう「面的な整備」を行い、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、居住機能を有する認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス等の拠点や介護予防拠点、地域包括支援センターを整備します。

現在、介護保険制度における市内の短期入所生活介護事業者は、7事業者で総定員が35人となっており、短期入所生活介護の需要に対する施設供給基盤が不足しています。そのため、緊急時を含め利用希望に対して十分な対応をとることが難しい状況となっています。

このような状況からグループホームの新しい活用方法として、あらかじめ利用期間を定めてグループホームを短期利用することが、認知症高齢者の在宅生活の継続に資するための環境整備として必要と考えています。

今回のグループホームの短期利用事業については、市内にある4つのグループホーム（7ユニット）が事業の趣旨に賛同され事業実施を予定しており、同時に7人の認知症高齢者の短期利用者の受け入れが可能となります。

5 構造改革特別区域計画の意義

あらかじめ利用期間（退所日）を定めてグループホームを利用できるようにすることにより、次のような効果や利点が挙げられます。

（1）認知症高齢者やその家族の臨時緊急ニーズに対する受け皿となる

地域の身近な場所に家族が安心して預けられる短期利用サービスができ、可能な限り在宅生活を続けたいと考える高齢者とその家族の支えとなる。

（2）体験的利用による入居後のリロケーションダメージの緩和

認知症高齢者は、環境の変化に適用することが難しいと言われており、正式に

グループホームへ入居する前に、体験的な短期利用でなじみの環境を構築し、環境の変化による能力の低下(リロケーションダメージ)を緩和することができる。

(3) 入院時の退去リスクを減らす効果

グループホームは、小規模であるがゆえに入居者の欠員が1名~2名出ると、事業者にとっては、その分の介護報酬収入がなくなり経済的に厳しくなる。そのため入居者が入院した場合は退去扱いとし、新規入居者を受け入れざるを得ない状況にある。

短期利用が認められることにより、入院してもその間短期利用者の受け入れが可能となり、事業者にとっては入居者の収入が確保され、入院した入居者も退去のリスクが回避され、退院後はなじみの環境のグループホームに戻ってくることができる。

(4) 地域密着型サービスの普及

実施予定のグループホームは、通所介護(デイサービス)事業所を併設しているグループホームが多く、デイサービスの利用者がなじみの環境である併設グループホームの短期利用を活用することが考えられる。このことは、平成18年度から介護保険制度の改正により制度化される小規模多機能型居宅介護の考え方につながるものであり、今後、全国的に地域密着型サービスの展開をしていくためのステップになると思われる。

6 構造改革特別区域計画の目標

平成15年3月に策定された「第2期介護保険事業計画」においては、高齢者が要支援・要介護の状態にならないようにするための予防施策を充実強化するとともに、一方でそのような状態になっても「住みなれた地域で安心してくらす」という計画のテーマの実現のため、安心して介護を受け、暮らして行けるための「しくみ」を創造していくことを基本理念として位置づけ、「介護サービス基盤の整備」、「介護サービスの質の向上」、「利用者本位のしくみづくりの推進」を計画目標に掲げています。

グループホームの短期利用を実施することにより、認知症に対応したサービスの選択肢を増やすことになり、認知症高齢者に対する新しいケア方法が形成されることが期待でき、本市の「介護保険事業計画」の理念に基づき、認知症高齢者が住みなれた地域で安心してくらしにいける環境を構築することにつながると考えています。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グループホームが短期利用できる場となることにより、より地域に密着した介護サービスの拠点となり、高齢者にとって住みやすい地域環境が実現するほか、定期

的に入退居が行われることから、今まで以上に家族や地域住民との交流が図られやすくなることや在宅で生活する認知症高齢者の臨時、緊急ニーズに対する受け皿としての機能を果たすという社会的効果が期待できます。

さらに、認知症高齢者の家族やケアマネジャーなどの関係職種にとっては、認知症ケアの新たな選択肢が提供され、質の高い居宅サービス計画（ケアプラン）の作成につながり、認知症高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続する考え方が普及するものと考えます。

また、経済的効果としては、空き部屋等を有効活用することにより利用率が向上することや認知症高齢者グループホームの短期入所専用居室の整備に向けて、増築、改築などを行う事業者が出てくることも期待できます。

8 特定事業の名称

9 3 2 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

認知症に関する医療相談事業

認知症高齢者及びその家族に対し、認知症の専門医による個別相談を実施する。

徘徊探知システム事業

65歳以上の認知症高齢者及び65歳未満であって初老期認知症に該当する者の介護者に対して、小型徘徊探知システム専用端末機を貸与し、徘徊時所在位置の探索を行い早期に保護をする。

SOSネットワーク事業

認知症高齢者が徘徊した時に特徴を書いた発見依頼書をコンビニ、ガソリンスタンド、タクシー事業者などの協力団体にFAXを送信し、早期発見、保護を目指す。

別紙

1 特定事業の名称

番号 932

名称 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の認知症高齢者グループホーム

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日

4 特定事業の内容

特区内の認知症高齢者グループホームにおいて、あらかじめ利用期間(退所日)を定めて、指定認知症対応型共同生活介護を利用することができるようにする。

(1) 特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

法人の名称と住所	
社会福祉法人 エスポワールわが家	我孫子市新木1454番地2
グループホーム名称と住所	
「グループホームあらきのお家」	我孫子市新木1454番地2
法人の名称と住所	
株式会社 ワカバ	松戸市松戸1897番地
グループホーム名称と住所	
「グループホームワカバあびこ」	我孫子市下ヶ戸127番地1
法人の名称と住所	
医療法人社団 千葉医心会	印西市内野1丁目5番1号
グループホーム名称と住所	
「グループホームじょんから」	我孫子市布佐3078番地9
法人の名称と住所	
医療法人社団 創造会	我孫子市布佐834番地28
グループホーム名称と住所	
「グループホームヴィスタリオ」	我孫子市柴崎121番地3

(2) 特定事業を実施する区域
我孫子市全域

(3) 実施期間
認定の日から継続的に実施

5 当該規制の特例措置の内容

我孫子市が設定する構造改革特別区域内において、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所について次に掲げる要件を満たしていることを認めて、臨時、緊急の場合の短期利用や、入居を希望する者の体験入居に利用することなど指定認知症対応型共同生活介護についての規制の特例措置を申請するものです。

(1) 特定事業に係る居宅介護サービス費の取り扱いについて

居宅介護サービス費の対象とするのは、我孫子市の介護保険被保険者とする。

認知症対応型共同生活介護費を算定し、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数(30単位)を加算する。

特定事業は、居宅サービス区分(介護保険法第43条第1項に規定する居宅サービス区分をいう。以下同じ。)及び同条第4項に規定する居宅サービスの種類に含まれ、同条第2項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び同条第5項に規定する居宅介護サービス費種類支給限度基準額に係る保険給付の制限の対象とする。

なお、本事業は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号。以下「指定基準」という。)第120条に規定する指定短期入所生活介護の類型という整理は行わないため、本事業の報酬請求は事業者から国保連合会に請求を行うのではなく、我孫子市(保険者)に直接請求することとし、併せて我孫子市(保険者)が支給限度額管理を行うこととする。

居宅サービス区分に含まれる他の居宅サービスと同様に、介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市に届けている場合であって、当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画において保険給付の対象となるサービスを受けたとき等を居宅介護サービス費の代理受領の要件とする。

(2) 特定事業の実施に必要な要件について

1 の共同生活住居における短期利用者の数は 1 とすること。

あらかじめ定める利用期間は 30 日以内とすること。

短期利用者は要介護者であって認知症であるものに限ること。

1 の共同生活住居における入所定員は、短期利用者を含め、5 人以上 9 人以下であること。

短期利用においては、空き居室、短期利用専用居室、休憩室及び予備室等を利用するものとし、入院・外泊中の利用者の居室は利用しないこと。

いずれの場合においても、「指定基準」を満たしていること。

職員の人員配置基準等についても、「指定基準」を満たしていること。

家賃及び光熱水費等については、所定の月額を日割りで計算する等の適正な費用を設定すること。